

第2 カナダ

カナダにおいては、銃器は、連邦法である銃器法及び刑法第3章によって規制されている。

1998年に公表された国連の報告書（「International Study on FIREARM REGULATION」）によれば、人口1,000人当たりの銃器所持者は、102.03人（日本1.91人）で、人口1,000人当たりの銃器数は、241.48丁（日本3.28丁）である。

そこで、実地調査は、連邦当局において行い、その後、ブリティッシュ・コロンビア州において、州レベルにおける運用の実態について調査を行った。

1 連邦

(1) 調査日時・場所

平成13年8月8日

於 カナダ銃器センター

(2) 先方対応者

カナダ銃器センター担当官

(3) 聴取内容

ア 銃器の規制法及び免許

(ア) 関係法令

カナダにおいては、銃器法（Firearms Act）及び刑法（Criminal Code）第3章等によって銃器が規制されている。

最近においては、95年7月のリッチモンドにおいて9人が死亡した乱射事件を受けて銃器法が改正され、銃器規制が強化された。

(イ) 銃器の種類

銃器は禁止銃器（prohibited firearm）、制限銃器（restricted firearm）及びその他の銃器に分類される。

禁止銃器はマシンガンや銃身105ミリ以下のけん銃等があり、禁止銃器に分類される以前から所持していたような場合を除き、所持が禁じられる。制限銃器は禁止銃器に該当しないけん銃等が含まれ、保管場所が指定される。保管場所から持ち出すためには許可が必要であるが、特定の場所で所持するためには相当かつ十分な理由が、携帯するためには護身のため又は職業上の理由が必要である。

(ウ) 銃器所持等の免許

2001年1月以後、銃器を取得しようとする人は所持及び取得免許（PAL; Possession and Acquisition License）を得なければならないこととされた。本年1月より前に許可申請をしていた人は所持免許（POL; Possession-Only License）が与えられ、従来の銃器取得許可証（FAC; Firearms Acquisition Certificate）はPOLとみなされることとなったが、免許の有効期間は引き続き5年であり、POLを所有している人は、次期更新時からは、PALを取得しなければならない。

なお、18歳未満の者でも、狩猟で生計を立てている者又は12歳以上で狩猟を行う者若しくは競技大会に参加するために練習を行う者等で免許に付された条件に従う者は免許を得ることができる。

(エ) 銃器の登録

銃器を所持するためには、銃ごとに登録証を受けなければならない。

イ 免許の申請者に対する精神障害関係の調査

(ア) 申請書への必要事項の記載

時間及びコストの関係から、現在、銃器の免許の申請書は主任銃器調査官 (chief firearms officer) まで郵送することとされている。

銃器法第5条第2項においては、銃器の免許の申請があった場合には、過去5年の間に、許可申請者が病院、精神施設、精神科診療所において、他人に対する暴力等に関連する精神障害の治療を受けたことがあるか否か、これら施設に収容されたことがあるか否かについて考慮することとされており、免許の申請書には、過去5年の間に精神科医によって、うつ病、アルコール、薬物若しくはその他の物質の乱用又は行動上若しくは感情上の問題と診断され、又は治療を受けたことがあるか否かを記載することとされている。

また、申請書には、過去5年間の間に、離婚、別居、失業、破産の有無等を記載することとなっている。これは、精神状態に特化した質問ではないが、こうした出来事が精神衛生にもたらす影響にかんがみ記載することとされたものである。

さらに、申請書には、同居の配偶者又は慣習法上の配偶者 (いない場合はその旨記載する。)、過去2年の間に同居したことがある配偶者又は慣習法上の配偶者 (現在同居している者を除く。いない場合はその旨記載する。) の署名及び申請者のことを3年以上知っている者2名による署名が必要とされている。

(イ) 主任銃器調査官による調査

申請書を受けた主任銃器調査官は、申請書の書面審査の後、申請者に関し、犯歴、精神障害に関連する他人への暴力の有無等を調査する。これには、犯歴、逮捕、起訴されていない事件の加害歴等を記録したカナダ警察情報センター (CPIC; Canadian Police Information Center)、さらに、例えば月に吠えたりするような不審な行動や風評まで記録した警察情報検索システム (PIRS; Police Information Retrieval System) といったデータベースを利用することとなる。

その後、主任銃器調査官は、必要に応じ、本人や家族、担当医師等関係者に対する面接や電話調査等による調査を行い、又は銃器調査官に調査を行わせて、免許の付与の可否について判断する。この際には、申請者の精神状態に関し、医師の診断書を求めたり、医師や家族等にも質問を行い、精神状態について調査することもある。また、同居している人の危険性等についても考慮される。

この点に関し、銃器法第55条は、主任銃器調査官は申請者に関係する情報を提供するよう求め、また、誰にでも質問を行うことができる旨定めている。

ウ 安全講習

銃器の免許を申請する場合には、それに先だってカナダ銃器安全講習 (Canadian Firearms Safety Course) を受け、試験に合格しなくてはならない。

同講習においては、銃器の扱い方等銃器に関する知識を学ぶこととなるが、実際に発砲することはない。

また、制限銃器を所持するためには、制限銃器安全講習（restricted firearms safety course）を受講し、試験に合格していなくてはならない。

エ 精神障害者等に対する免許の付与

免許付与の手続は上記のとおり進められるが、精神障害の症状等に応じた免許の付与に関するガイドラインのようなものはない。銃器法第5条第1項においては、安全の観点から望ましくない場合には免許を有することができない旨定められており、免許の付与は、あくまで、申請者に免許を与えることが公共の安全に問題が無いか否かという観点から、総合的に判断されることとなる。

また、免許の付与に当たっては、銃器法第58条により、合理的な条件を付することができることとされている。

オ 免許の拒否事例

免許の申請に対する拒否は、極めてまれであり、全体の1%程度である。

また、これに不服がある場合には、訴訟を起こすことも可能である。

免許の拒否は、上記のとおり、あくまで申請者について総合的な判断を行った末になされるものであり、特定のガイドラインはないが、過去には、犯歴がないにもかかわらず、近所で子供を追い掛け回すなどしていた者が、危険性があるとして免許を拒否された事例がある。

カ 精神障害者による事件

89年には、精神障害者がモンリオールの大学の建物に入り込み、セミオートマチック・ライフルを乱射して14人を射殺する事件が発生した。

これを受けて、91年の刑法典の全面的な見直しが行なわれるなど銃規制は強化されたが、その後も、95年にオタワでスポーツキャスターが精神障害歴を持つ男にライフル銃で射殺されるなど精神障害者による銃器関連の事件が発生している。

キ その他参考事項

上記のとおり、免許の付与に当たっては、「過去5年間」の精神病院への他人に対する暴力等に関連する精神障害の治療歴等を考慮することとされているが、5年というのは、治癒には少なくともこのくらいの期間は必要であろうということで設けられた期間であり、明確な医学的根拠等はない。当該期間は、あくまで目安であり、同様の治療を受けたのが5年以上前の場合であっても、現在、申請者に危険性が認められれば免許は付与されず、一方、5年以内に同様の治療を受けた場合でも、現在、危険性が認められなければ、免許は付与されることとなる。ただし、実際には、最近、同様の治療を受けた者については、危険性が認められることが一般的と考えられる。

2 ブリティッシュ・コロンビア州

(1) 調査日時・場所

平成13年8月9日

於 ブリティッシュ・コロンビア州公共安全・法務省

(2) 先方対応者

ブリティッシュ・コロンビア州公共安全・法務省セキュリティ・プログラム課担当
官

ブリティッシュ・コロンビア州司法省セキュリティ・プログラム課担当官

(3) 聴取内容

ア 精神障害者等による免許の申請と当局の調査等

連邦法である銃器法第5条第2項により、銃器の所持等の免許の付与に当たっては、過去5年の間に、許可申請者が病院、精神施設、精神科診療所において、他人に対する暴力等に関連する精神障害の治療を受けたことがあるか否か、これらの施設に収容されたことがあるか否かについて考慮することとされており、ブリティッシュ・コロンビア州においても、このために必要な調査を行うこととなる。

この点、申請書には、過去5年の間に精神科医によって、うつ病、アルコール、薬物若しくはその他の物質の乱用又は行動上若しくは感情上の問題と診断され、又は治療を受けたことがあるか否か、過去5年の間に離婚、別居、失業、破産等の経験があるか否か等について記載することとされているが、精神障害者等が申請書に虚偽の記載をして申請する事例は、配偶者等のほか、申請者を知っている者2名の署名が必要であること、後から主任銃器調査官による調査がなされること、虚偽の記載をした場合には罰則があること等から、極めてまれであると考えられる。

また、免許の申請者については、カナダ警察情報センター（CPIC;Canadian Police Information Center）及び警察情報検索システム（PIRS;Police Information Retrieval System）により、犯歴、逮捕、起訴されていない事件の加害歴、精神障害により無罪とされた事例、さらには、例えば月に吠えたりするような不審な行動や風評まで調査するが、こうした調査により、精神的に問題があるとの疑いが生じた者については、綿密に本人や関係者に対する質問等の実地調査を行うこととなる。

具体的には、主任銃器調査官は、銃器法第55条に基づき、必要に応じ、本人や家族、担当医師等関係者に対する質問等により、現在の精神状態や治療歴、入院歴等の調査を行う。治療歴の調査については本人の同意を得て行うようにしているが、問題があると疑われる者については、医師の診断書その他の資料を求めることもある。ここで、当局が申請者に問題があると判断した場合には免許を与えないため、実質的には、申請者は免許を得るためには当局が求める資料を示さなければならないこととなる。

イ 精神障害者等に対する免許の付与の判断の運用状況

精神障害歴がある者等による免許の申請は事例は少ないが、銃器の持つ危険性にかんがみ、こうした者に対しては、実際には、免許を付与することは極めてまれである。すなわち、精神障害歴がある場合には、銃器の所持に問題がない旨の診断書を求め、さらに、医師の診断書があった場合でも、問題があると主任銃器調査官が

判断した場合には、免許は付与されない。

ただし、精神障害者等については、犯罪には該当しなくとも不審な行動をとっていることが多いことから、免許の拒否等を行う場合は、単に精神障害歴があるということだけではなく、問題行動があることと合わせて、総合的な判断を理由とする。

免許の拒否等に関する判断の基準については、あくまで申請者ごとに、その者に許可を与えることが公共の安全に影響を及ぼすかどうかという観点から、様々な要素を考慮した上で総合的になされるものであり、ガイドラインのようなものはない。

なお、銃器法第5条第2項の「5年間」については、他の資格との横並びも考慮したもので、5年くらい経てば、行動パターンも変わるだろうというものであるが、免許の付与の判断をする上では、5年以上前の精神障害歴等も含めて総合的に判断することが許されている。

(精神障害歴がある場合には免許を付与されることはないのかとの当方の問いに対し) 例えば、肉親との死別や別れにより軽いうつ状態になってしまうような人がいる。こうした人は、時間の経過とともに、すっかり回復するようなことはある。しかしながら、こうした人を除いては、精神障害は回復の判断は極めて難しく、また回復したとしてもいつ症状がぶり返すか分からないことから、免許を付与することは皆無と言ってよい。

(問題行動がデータベースにないような精神障害歴保有者の場合にはいかに対応するのかという当方の問いに対し) その場合は、当該申請者が免許を拒否し得るような症状であるか否かについて、医学的な調査を行い、これを検討することとなる。こうした事例はこれまでほとんどなかったものの、それでも同様の理由による拒否事例はある。ただし、拒否の理由は、精神障害歴があることではなく、あくまで、申請者が、免許を付与することが適当ではない精神状態にあることが拒否の理由となる。

ウ 免許の拒否事例

近年、免許の拒否は、ブリティッシュ・コロンビア州では年間 300 件程度で、法廷で争われるのはそのうちの 10 %、拒否が不当と判示されるのは、訴えられたうちの 10 %程度である。法廷で争われる例は、以前と比べて、近年は急に増えている。

精神障害者に対する免許の拒否であっても、上記のとおり、問題行動等を踏まえた上で、総合的な判断として拒否するため、拒否事例のうち、精神障害を理由とするものがどの程度あるのかは定かではない。数としては極めて少ないことには間違いないが、しかしながら、実質的に精神障害であることを理由に免許を拒否した事例も存在する。